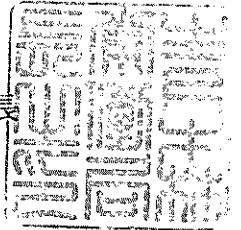


青勞発基1005第1号
平成27年10月5日

各位

青森労働局長



平成27年度青森県最低賃金の改正に係る周知広報等について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、青森県最低賃金は、平成27年9月18日に公示（官報に掲載）され、平成27年10月18日から「時間額695円」に改正発効することとなりました。

「青森県最低賃金」は、青森県内で働く全ての労働者と、その使用者に適用される最低賃金であり、当局におきましても、この最低賃金の周知を図るための各種広報活動を展開しているところです。

つきましては、これらの趣旨を御理解いただくとともに、最低賃金改正のリーフレット及びポスターを送付いたしますので、掲示板等への掲示、窓口への備付け、貴職発行の広報誌・ホームページへの掲載等により、貴機関職員、来訪者、傘下会員及び事業場等への周知広報等について格別の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当局ホームページに、同封の広報例（Word形式）及びリーフレット（PDF形式）のデータを掲載しておりますので、御活用いただければ幸いです。

※データ掲載先ホームページ

青森労働局 (<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) >各種法令・制度・手続き>平成27年度青森県最低賃金の改正について

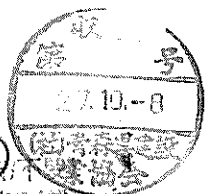
担当

青森労働局労働基準部賃金室

青森市新町二丁目4-25

電話 017-734-4114

FAX 017-734-5821



27年10月8日

情報共有 7月20日
スケジュール（入力済済済）

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改正のお知らせ

- 1 **青森県最低賃金が改正**されます。金額等は次のとおりです。

時間額 695円 (平成27年10月18日から)

- 2 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
- 3 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 4 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からご覧になれます。
(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室** へ。
(TEL 017-734-4114、FAX 017-734-5821)

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改正のお知らせ

- 1 **青森県最低賃金が改正**されます。金額等は次のとおりです。

時間額 695円 (平成27年10月18日から)

- 2 改正前の青森県最低賃金(679円)から**16円の引上げ**となります。
- 3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
- 4 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。
- 5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定(罰金額50万円以下)が適用される場合があります。
- 6 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からもご覧になれます。
(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室**へ。
(TEL 017-734-4114、FAX 017-734-5821)

青森県最低賃金

時間額

695円

16円UP



平成27年10月18日から

働くには、最低賃金 チェックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます!



最低賃金に関するお問い合わせは青森労働局または最寄りの労働基準監督署へ



80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫/おそ松さん製作委員会

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額 (最低賃金額) を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの

チェック方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。^(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

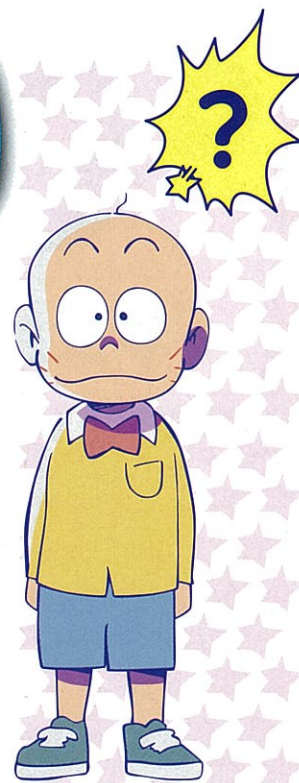
- ① 基本給(日給) \rightarrow (2)の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) \rightarrow (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額(日額)

あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!



必ず
チェックだね。



リサイクル選性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。